

鹿児島工業高等専門学校外国人研究員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）において研究活動に従事する外国人研究者（以下「外国人研究員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(資格)

第2条 外国人研究員となることができる者は、外国の大学、研究機関等の教授、准教授、講師、助教若しくは助手又はこれに相当する研究業績を有すると認められる者とする。

(受入申請)

第3条 外国人研究員の受入れを希望する教員等（以下「受入教員等」という。）は、別紙様式1により校長に申請しなければならない。

(受入承認)

第4条 校長は前条の申請があった場合は、その受け入れの可否を決定する。

(申請事項の変更)

第5条 受入教員等は、外国人研究員の受入承認後、第3条により申請した事項に変更が生じた場合は、別紙様式2により校長に申請しなければならない。

(条件)

第6条 外国人研究員の受入にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 外国人研究員は、本校の諸規則等を遵守しなければならない。
- (2) 給与、渡航費、滞在費及びその他の費用は、支給しない。
- (3) 本校で災害その他事故にあった場合においても、本校はその責を負わない。

(施設等の利用)

第7条 外国人研究員は、研究を遂行するために本校の教育、研究に支障のない範囲で必要な施設、設備等を使用することができる。

- 2 外国人研究員が本校の施設、設備等を利用し、その責に帰すべき事由により、滅失又は損傷したときは、その外国人研究員に弁償を請求することができる。

(受入の取り消し)

第8条 校長は、外国人研究員が第6条第1号に違反し、又はその他研究を継続すること

が適当でないと思われたときは、受入れを取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、外国人研究員の受入れに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式 1

外国人研究員受入承認申請書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

申請者 所属・職名 _____
氏 名 _____ (印)

下記のとおり外国人研究員の受入を申請しますので、承認願います。

記

(フリガナ) 氏 名	生年月日	年 月 日生(歳)	
	国 籍		男・女
現所属機関・職名			
最 終 学 歴	年 月 日 卒・修		
受 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
研 究 題 目			
旅 費 の 出 途	渡 航 費		
	滞 在 費		
在 留 資 格 ・ 期 間	年 月 日まで		
その他の特記事項			

別紙様式 2

外国人研究員受入事項変更申請書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

申請者 所属・職名 _____
氏 名 _____ (印)

下記のとおり外国人研究員の受入について、下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

外国人研究員氏名		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		